

一般質問補助資料

自由民主党 加藤 啓子

令和元年9月11日



流山市手話言語の普及の促進に関する条例

資料 1

前文の抜粋

ここにわたしたち市民等は、手話が言語であることへの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため、この条例を制定する。

第5条

市は、この条例の目的及び基本理念に対する市民等の理解の促進並びに手話の普及及び環境の整備に当たっては、千葉県と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

第6条

市は、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及を促進するための施策
- (2) 手話による情報の取得及び共有の機会を拡充するための施策
- (3) 手話による円滑なコミュニケーションができる環境を構築するための施策
- (4) 学校における手話への理解及び手話の普及を図るための施策
- (5) 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援に関する施策
- (6) その他市長が必要と認める施策

資料 2

手話でつながる森まち

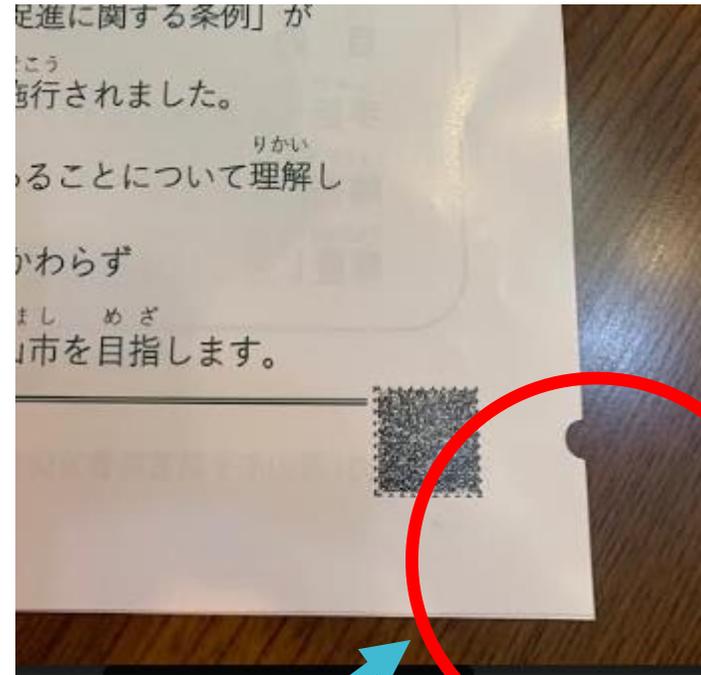
ながれやましゅわげんご
流山市手話言語の
普及の促進に関する条例

ながれ やま し

ながれやましゅわげんご ふきゅう そくしん かん じょうれい
「流山市手話言語の普及の促進に関する条例」が
平成31年4月1日に施行されました。

しゅわ じほんご どうよう げんご りかい
手話は日本語と同様の言語であることについて理解し
障害の有無にかかわらず
誰もが安心して暮らせる流山市を目指します。

流山市
Nagatsuna City



手話でトイレは右手
でWCのマークを作
ります。

